



報道関係者 各位

平成28年4月1日(金)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業安定課

課 長 里中 秀文

地方労働市場情報官 原 幸典

業務補佐 近藤 健一郎

(電話)052-219-5578(ダイヤルイン)

## 愛知労働局は「雇用施策実施方針」を策定しました

### ～愛知県と連携を密に雇用施策を実施～

この度、愛知労働局（局長：藤澤 勝博）は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23）第13条第1項に基づき、「平成28年度 愛知雇用施策実施方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。

本方針は、地域の実情に即した雇用に関する施策を展開するにあたり、愛知労働局と愛知県が、それぞれの強みを発揮し、緊密な連携の下に協働して取り組むことが重要であることから、愛知県知事の意見を踏まえて策定したものです。

愛知労働局は、以下の各種施策が円滑かつ効果的に実施されるよう愛知県と協働して取り組んでまいります。

### 連携して取り組む雇用施策

- ① 産業人材育成と人材確保の促進
- ② 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大
- ③ 女性の活躍推進
- ④ 働き方改革の実現
- ⑤ 一体的実施事業等を活用した就職支援
- ⑥ 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出
- ⑦ 障害者・高齢者の活躍推進

(参考)

#### 雇用対策法第31条（国と地方公共団体との連携）

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

#### 雇用対策法施行規則第13条

都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

#### 雇用対策法施行規則第13条 第2項

厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

#### 雇用対策法施行規則第13条 第3項

都道府県労働局長は、第一項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。

# 平成28年度 愛知雇用施策実施方針

平成28年4月

愛知労働局

# 平成28年度 愛知雇用施策実施方針

## 目次

第1	趣旨	1
第2	平成28年度の主な雇用施策	
1	産業人材育成と人材確保の促進	2
2	若者の活躍推進・正社員雇用の拡大	9
3	女性の活躍推進	13
4	働き方改革の実現	16
5	一体的実施事業等を活用した就職支援	17
6	地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出	18
7	障害者・高齢者の活躍推進	21

## 第1 趣 旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を愛知県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と愛知県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものです。

愛知労働局と愛知県の連携強化の方向性は、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことであり、具体的には、人手不足分野や次世代成長産業に向けた人材育成・人材確保、国が行う無料職業紹介等と県が行う業務の一体的実施の取組、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組、若者や女性の雇用・活躍を推進するための企業への働きかけ、障害者の法定雇用率達成や雇用拡大に向けたそれぞれの役割分担による企業に対する働きかけなどの取組を進めています。

また、一昨年7月に、愛知労働局及びハローワークが行う各種の雇用施策と愛知県が行う各種の産業・労働施策において、共同で6つのさらなる連携強化策をとりまとめ推進していることに加え、人材不足が深刻化している介護・看護を始めとする福祉の分野における人材確保について、昨年5月に愛知県と連携策を取りまとめ、課題の早期改善・解決に向けて取組みを強化しているところです。

これらの雇用対策に関する取組は、愛知労働局と愛知県が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが必要です。

このため、雇用対策に係る各種連絡会議の開催、職業安定部長を連絡責任者とする愛知県との連絡窓口の活用等により、緊密な連携・協力関係を構築しているところであり、今年度においては地域の状況を踏まえて、特に以下の施策について愛知県と連携することにより効果的・一体的に実施します。

加えて、中長期的にも、労働局が実施する「愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン」、愛知県が実施する「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「あいち産業労働ビジョン」、「第10次愛知県職業能力開発計画」及び「あいち仕事と生活の調和行动計画」等の中長期的目標の実現に向けて連携・協力していきます。

## 第2 平成28年度の主な雇用施策

### 1 産業人材育成と人材確保の促進

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、経済を成長軌道に乗せるため、ものづくり産業や人手不足産業における人材の育成・確保を促進するための施策を検討のうえ推進する。

#### (1) ものづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成

概要：資金やノウハウに限界がある中小企業に対し、ものづくり基盤を支える技術者・技能者を育成するための支援を行う。また、若者へものづくりの魅力発信を強化するとともに、地域の業界団体・企業等の人材ニーズを把握し、若年技能者の人材育成支援等を行う。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 愛知県が設置、開催する産業人材育成連携会議に参画し、地域における人材の育成・確保に必要な情報提供など積極的に協力していく。
- 愛知県が開設する産業人材育成ポータルサイトへ積極的に情報提供を行い、職業訓練情報等の周知を図る。
- 愛知県が開設する産業人材育成支援センターとの連携を図り、企業に対する人材育成支援策の情報提供など、この事業に積極的に協力していく。
- ハローワークが管内企業における地域産業の人材ニーズや企業が必要とする能力・資格等、とりわけ、航空宇宙分野など、雇用拡大が見込まれる成長産業における人材ニーズを把握する。
- 企業ニーズに適合するよう求職者の職業能力を高めるため、公的職業訓練の周知及び受講を推進する。
- ハローワークや労働局の助成金窓口において、事業主に対し、愛知県の行う熟練技能者を中小企業等に派遣する事業など県が実施する人材育成にかかる事業等について周知を図る。
- 平成31年度に愛知県で開催する技能五輪全国大会の開催準備委員会に参画するなど、大会の開催準備に積極的に協力していく。

#### 愛知県が実施する業務

- 地域を挙げてあいちの「人財力」を強化するため、産業、労働、教育の各界及び職業能力開発機関、学識者、行政で構成する「愛知県産業人材育成連携会議」を運営する。

- 将来のモノづくりあいちを支える技能者育成を図るため、熟練技能者を中小企業等に派遣し、実技指導などの支援を行う。
- 小・中学校及び特別支援学校への技能五輪のメダリスト等による技能者出前講座を商工会議所と連携して実施するとともに、小・中学生を対象にした技能大会及び中小企業若手技能者を対象とした技能競技大会を開催する。
- 平成 31 年度に開催する技能五輪全国大会に向け、開催準備を進めるとともに、平成 32 年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックの本県開催を招致する。
- 県、国、団体等で行われている職業訓練・研修等の情報、キャリア教育情報を一元化、見える化するとともに、中小企業の魅力を発信するポータルサイトを運営する。
- 企業OB等の専門人材による産業人材育成情報の提供・相談対応、個々の中小企業のニーズに応じた各種人材育成事業のコーディネート等を行う愛知県産業人材育成支援センターを設置・運営する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 次世代産業の一つである航空宇宙産業への理解を深めるため、高等学校の進路指導主事等を集めた工場見学の実施に加え、キャリア探索プログラム講師として登録された航空宇宙産業の人事担当者等により、航空宇宙産業の魅力を発信し、職業意識啓発に努める。
- 愛知の産業を支えるモノづくり人材を確保するため、愛知ブランド企業、ユースエール認定企業及び若者応援宣言企業を対象とした企業説明会を開催する。

#### (2) 産業界・地域のニーズを踏まえた訓練の実施

概要：産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズに対応しつつ、人材不足が深刻な分野や成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて、職業訓練を実施していくとともに、愛知県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部（以下「機構」という。）との連携により策定した公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画に基づき、愛知県内における公的職業訓練の計画的かつ効果的な展開を行う。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 「愛知地域訓練協議会」を開催し、ハローワークの窓口で求人者及び求職者から把握した職業訓練ニーズの分析情報をもとに、訓練を実施する分野や認定

規模等について関係機関と検討したうえで、地域における求職者の動向や訓練ニーズを踏まえた「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定し、公的職業訓練の効果的で実効ある運用を図る。

- 求職者支援訓練の実施計画において、地域ニーズ枠として航空機製造分野を設定し、成長が見込まれる航空機産業の人材育成を図る。

#### 愛知県が実施する業務

- 公共職業訓練における訓練ニーズを把握するとともに、訓練実施機関等へ情報を提供する。
- 訓練ニーズに即した公共職業訓練を設定する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 労働局、県、機構の訓練業務担当者において、ニーズ調査を行う対象や調査項目などを整理検討した上で、共同で調査を行い、集約した情報を各機関で共有し、ニーズに対応した効果的な訓練コースの設定に向けて、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な実施計画の策定に取り組む。

### (3) 職業訓練への能動的な誘導と就職支援

概要：職業訓練の開催情報を広く提供することで、職業訓練への能動的な誘導を進めていく。訓練受講中及び訓練修了後においても、就職支援を行っていく。

#### 愛知労働局が実施する業務

- ハローワークにおいて、求職者に対して就職する上での職業訓練の有効性を伝え、ジョブ・カードを活用した職業相談を実施し、職業訓練への能動的な誘導を行う。
- 職業訓練情報を広く周知するため、雇用保険初回説明会等を利用した訓練施設による求職者への説明機会を提供する。
- 訓練修了前に受講者に対して、職業講話を実施し、就職意欲の喚起を行う。また、ハローワークから、職業訓練受講生に対して、訓練内容に対応した求人情報を提供することにより、就職促進を図る。

#### 愛知県が実施する業務

- 高等技術専門校の指導員にジョブ・カード作成アドバイザーの資格を取得させるとともに、訓練生にキャリアコンサルティングを行い、就職意識の醸成を



図る。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ハローワーク職員の職業訓練に対する理解を深め、職業相談窓口における職業訓練への能動的な誘導を図るため、公共職業訓練施設の見学会を実施する。
- 職業訓練受講者に対して、訓練修了約1か月前時点で就職状況についてのアンケートを実施し、そこで得られた情報をハローワークと高等技術専門校等の訓練実施機関で共有のうえ、連携して就職支援を実施していく。

#### (4) 若者へのキャリア教育の推進と職業観の醸成

概要：学齢期の早い段階において、ものづくりへの興味を高め、若者が正しい職業観と目的意識を持って進路選択が可能となるよう支援し、人材不足の解消に繋げる。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 高校生を対象に、仕事の実態、就職に向けての心構え、企業が求める人材など職業に関する知識を身につけ、主体的により幅広い視野で職業選択や就職活動を行うことができるように「職業意識形成支援事業」として主に以下の支援を実施する。
  - ア 高校内企業説明会
  - イ キャリア探索プログラム（職業講話）の実施
  - ウ ジュニア・インターンシップの受入企業開拓
  - エ 職業適性検査の実施支援
  - オ 就職ガイダンスの実施

#### 愛知県が実施する業務

- 学生が中小企業を含めた幅広い就職活動に臨めるよう、中小企業等の魅力を発信するとともに、企業研究を支援し、産業人材の人材確保を促進する。
  - ア JOBトラベル（職場見学・体験の実施）
  - イ モノづくり企業魅力発信セミナー（魅力発信セミナー、愛知ブランド企業出前講座の開催）
  - ウ 就職に向けたガイドパンフレットの作成

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- これから社会に出て働くこととなる高校生が安心して働けるように、労働基

準法を中心とした働くことのルールや制度についての知識を付与する「労働関係法講座」を実施する。

また、愛知県教育委員会と連携し、特に、工業科を始めとする職業学科を設置する各学校に学校行事として取り組まれるよう要請し、労働関係法の普及促進を図る。

(5) 建設、福祉・介護等の人手不足分野における人材の育成・確保

概要：関係業界の処遇改善、職場環境の改善を支援するとともに、業界のイメージアップを図り、特に中小企業の採用支援、また採用後の職場定着支援を推進する。

また、人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かし、公的職業訓練の枠組みでは対応できない人材育成の取組を通じ、当該分野における安定的な人材の確保を目指す「地域創生人材育成事業」に愛知県の企画事業が採択されており、この事業に積極的に協力していく。

**愛知労働局が実施する業務**

- 建設、福祉、介護分野事業所に対し、雇用管理改善指導を実施するとともに関係助成金制度の活用を推進する。
- 業界団体、中部地方整備局と連携し、若者に対し、建設業の魅力や仕事のやりがいなどをアピールすることで就職促進を図る。
- 職業訓練を受講することにより技能・知識を習得することで、就職がしやすくなることを若者などに伝え、職業訓練への誘導を行う。
- 「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定する際に、人手不足分野となる建設、介護について枠を設けて、訓練が実施しやすいようにする。
- 愛知県が「地域創生人材育成事業」を実施するために設置した「愛知県航空機製造人材育成協議会」及び「愛知県介護人材育成協議会」に参画し、この事業が人材育成に効果的なものとなるよう積極的に協力していく。

また、ハローワークにおいては、パンフレットの配布などの周知に加え、本事業に参加する求職者の確保など、本事業のための特段の取組について協力していく。

**愛知県が実施する業務**

- 各種学校等へ委託して、建設（建設機械）、介護、保育の訓練を実施する。
- 厚生労働省から採択された「地域創生人材育成事業」により設置した「愛知県航空機製造人材育成協議会」及び「愛知県介護人材育成協議会」を運営し、

地域の創意工夫を活かし、介護分野及び航空機製造分野の人材育成を実施する。

- 人材育成の取組みが優良な事業所を認証する「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」を実施する。
- 介護サービス事業所での先進的な取組事例を発表・表彰する「あいち介護サービス大賞」を開催し、介護に携わろうとする学生等の関心を喚起することにより、介護人材のすそ野の拡大を図る。
- 建設業界において、公共工事の品質確保の担い手となる技術者・技能労働者の不足に対応するため、地元の建設業団体や企業等と連携して、研修や建設現場見学会を実施する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画を策定するにあたり、人手不足分野に対応した効果的な訓練コースの設定に取り組む。
- 介護、看護、保育等福祉分野への人材確保に向けた事業を実施する。
- 愛知県ナースセンターがあいちマザーズハローワーク（毎月2回）及び豊橋、岡崎、一宮・半田・豊田・刈谷・豊川・春日井の各ハローワーク（各毎月1回）を巡回し、看護職として復職を目指す方に対し巡回相談を実施する。また、名古屋東及び名古屋南のハローワークにおいても年度途中から巡回相談を実施していく予定。
- 愛知県保育士・保育所支援センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- 実務者会議等を活用するなどにより、介護人材確保対策を加速化する事業について協議していく。

#### (6) 人手不足分野等へのマッチング支援

概要：人手不足分野等における業界や企業の情報を求職者へ提供するとともに、就職面接会等を開催し、マッチングを推進する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 求職者が知りたい建設現場の状況や入職後のキャリアアップ等の情報を充実させ提供するとともに、建設業に限定した就職面接会等を開催する。
- ハローワーク名古屋中の4階に設置されている福祉人材コーナーを住友生命名古屋ビル23階に移転し施設及び職員・相談員の拡充を行うとともに、隣接するマザーズハローワークと連携し、介護・福祉施設、医療機関等を対象とした就職相談会やセミナー等を開催するなど、人材確保事業の一層の推進を図る。

- 福祉人材コーナーをハローワーク名古屋東及び名古屋南に新設し、ハローワーク名古屋中を中核として、広範囲にわたる福祉人材の確保を推進する。
- ハローワーク名古屋中の農林漁業就職支援コーナーにおいて、個別就職支援、求人情報、農林漁業関連施策等の情報を集中的に提供するとともに、コーナーを設置していないハローワークにおいても関係情報の提供、コーナーの周知、職業相談・職業紹介を実施する。

#### 愛知県が実施する業務

- 愛知県及び関係機関が実施する農林漁業関連施策について、愛知労働局に提供するほか関係機関への情報提供を実施する。
- モノづくり産業を中心とした中小企業と学生等とのニーズに対応したマッチングの機会を提供するため、就職ミニ説明会を開催する。
- 愛知県社会福祉協議会の福祉人材センターにおいて、福祉の仕事の無料紹介を実施する。
- 平成27年7月にウインクあいち内に設置した愛知県ナースセンター名駅支所において、未就業の看護師等に対する無料職業紹介事業などを実施する。
- 地域医療介護総合確保基金を活用するなどにより、介護離職ゼロに即した介護人材確保対策として、県内の複数地域に配置されたキャリア専門支援員が福祉・介護事業所等を巡回訪問し各種相談に応じる介護人材巡回マッチング強化事業の実施や福祉・介護の仕事合同面接会を開催する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 保育士として就職を希望する者のマッチングを推進するため、保育所就職支援フェアあいちを開催する。
- 県（社会福祉協議会）と同行して保育所現場を巡回し、雇用管理改善に係る指導援助を行うとともに、良質な保育職求人の確保を行う。
- 愛知県保育士・保育所支援センターと連携して保育士養成校を訪問し、保育士への応募を積極的に働きかける。
- 平成27年度に引き続き、あいち福祉フェアを開催し、福祉現場の魅力発信を行うとともに、面接会も同時開催することにより人材の確保に努める。
- 福祉・マザーズ合同フェアを開催し、介護・看護・保育分野の人材確保と子育て中の方の就職支援を実施する。
- 福祉人材センターの専門員があいち若者職業支援センターを毎月1回巡回し、主に介護職を目指す若年者に対し介護に関する各種相談に応じると共に、「愛知わかものハローワーク」と連携して職業紹介を行う。

- 農林漁業に関し、ハローワーク、関係団体との意見交換会を実施するとともに、農林漁業へのマッチングを促進するため、就職ガイダンス及び就職面接会を開催する。

## 2 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境の整備を進めるとともに、とりわけ新卒者等においては「新卒者等就職・採用応援本部」を設置し、就職支援に関する情報交換や取組を協議する場として機動的に開催することで、職業意識の醸成、就職採用活動開始時期の変更に則した円滑な就職を実現する。

また、雇用情勢が着実に改善している時機を捉え、正社員就職及び正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するほか、フリーター等の正規雇用化、ニート等の職業的自立等を支援する。

なお、「青少年の雇用の促進等に関する法律」の事業主、学生等に対する周知はもとより、職場情報提供制度や新卒求人不受理制度、また、若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定企業）等の取組を積極的に実施する。

### (1) 若者に対する就職支援

概要：ヤング・ジョブ・あいち内の「あいち若者職業支援センター（県設置）」と「愛知新卒応援ハローワーク（局設置）」及び「愛知わかものハローワーク（局設置）」の3機関が相互に連携し、若年者の就職支援を実施する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 「愛知新卒応援ハローワーク」において、学卒ジョブサポーターによる大学等への訪問強化、施設に関する周知・広報を図り、大学等の学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象として、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナー、ミニ就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。
- 「愛知わかものハローワーク」において、45歳未満の若年者を対象とした職業相談・職業紹介、各種セミナー、就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。  
また、働こうとする意欲のあるニートや学校中退者等の支援のため、地域若者サポートステーションとの連携強化を図る。
- 「愛知わかものハローワーク」において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、職業訓練への誘導、あっせんを行う。
- 愛知県が実施する「就職支援塾」について、各ハローワークにおいて周知を始め参加者募集を図るとともに、支援企業の情報収集に協力する。

#### 愛知県が実施する業務

- 「あいち若者職業支援センター」において、大学等の学生から 45 歳未満までの若者を対象として、職業選択に関する悩み相談、本人や家族に対する就職相談、職業訓練情報の提供、各種セミナー等を実施する。
- 委託訓練活用型デュアルシステム訓練における、学卒未就職者（学校（大学、高校、専門学校等）の卒業（中退含む）後 3 年以内の方）の優先受け入れ等を通じ、若年未就職者の就職を支援する。
- 未就職卒業生などの若年求職者を対象に、「就職支援塾」を開催し、社会人基礎力を補うための支援メニューを集中的に実施するとともに、支援企業の開拓・マッチング等を実施し、正社員としての就職・定着に向けた支援を行う。

#### (2) 高校生に対する就職支援

概要：各ハローワークの学卒ジョブサポーターが高等学校との連携のもとに就職支援を行うことはもとより、職業選択や就職活動に役立てるための各種取組や、未内定者を対象とした企業説明会を開催する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- ハローワークの学卒ジョブサポーターが高等学校毎の担当者制により、学校と連携を図りつつ、求人情報の提供、職業相談、面接指導、個別求人開拓、事業所見学等、よりきめ細やかに個々の生徒の就職を支援する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 平成 28 年 11 月から、県内 3 会場において「新規高卒者企業説明会」を開催することにより、卒業予定者のうち未内定である者の就職を促進する。

#### (3) 大学等新卒者及び既卒者に対する就職支援

概要：大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等技術専門学校（高卒 2 年課程）を卒業予定の学生及び卒業後概ね 3 年以内の既卒者を対象に、就職支援を実施するとともに、企業説明会等を開催する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 愛知新卒応援ハローワーク、ハローワーク豊橋及び刈谷を拠点として、学卒ジョブサポーターが、各地域の大学等における就職担当部署と連携のうえ、対象者に対し求人情報の提供、職業相談等を実施し就職を支援する。

#### 愛知県が実施する業務

- 「あいち若者職業支援センター」のホームページや合同説明会などの機会を活用し、就職企業を選ぶ際の参考としてもらえるよう、愛知ブランド企業やファミリー・フレンドリー企業などの県内優良企業の情報を積極的に提供する。  
また、中小企業の魅力を発信するため、大学のキャリアセンターと連携し、中小企業経営者と学生との交流会を開催する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 平成 28 年度大学等卒業予定者から就職・採用活動開始時期が 6 月 1 日以降に変更となるが、その円滑な実施に向け、企業に対して周知するとともに、中小企業の人材確保を図るための企業説明会を開催する。
- 就職活動前の学生に中小企業の魅力を伝えるため、愛知県と新卒応援ハローワークが共同して、メッセナゴヤ 2016 に企業研究支援ブースを出展する。

#### (4) 「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」の普及・拡大

概要：若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」及び若者等の採用・育成に積極的な中小企業「若者応援宣言企業」の企業情報を若者等に PR するとともに、中小企業と若者等の就職のマッチングを図る。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 労働局においては「ユースエール認定企業」の認定を行い、ハローワークにおいては、宣言基準を確認のうえ、「若者応援宣言企業」として承認し、当該企業の就職関連情報を厚生労働省ポータルサイトへ掲載し、企業 PR を行う。
- 「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」を対象とした企業説明会等を開催する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 「あいち若者職業支援センター」と「愛知新卒応援ハローワーク」及び「愛知わかものハローワーク」において相互に連携し、「ユースエール認定」事業及び「若者応援宣言」事業の周知拡大に努め、学生等が中小企業に目を向け、就職率が向上するよう取組を一層推進する。

#### (5) 愛知県正社員転換・待遇改善実現プランの推進

概要：「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」で策定した、「愛知県正社員転換・

待遇改善実現プラン」に基づく非正規雇用労働対策を推進する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 労働局長を本部長として設置した「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」により業務を推進する。
- 不本意非正規雇用労働者の正社員転換に向けた取組みとして、地域の経営者団体等に対し、正社員転換を促進するための啓発運動を県下全域で展開する。  
また、ハローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保し、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組むほか、正社員転換制度の導入促進、多様な正社員制度の導入支援、人材育成に向けた「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」の活用等を通じて、不本意非正規から正規への転換、フリーター等の正社員就職を支援する。
- 大学の新規学卒者から安易な選択によるフリーター等の非正規雇用労働者を出さないため、局幹部が県内の大学を訪問して、正社員就職に向けた大学の自主的な取組みについて要請を行う。
- ニート等の支援のため地域若者サポートステーションと連携しハローワークへの積極的な誘導を行い担当者制による就職支援を実施する。
- 学生アルバイトや派遣労働者、有期契約労働者並びに短時間労働者等非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組みを実施する。
- 正社員転換制度や多様な正社員制度の導入を検討している事業主に対する支援として、あいち雇用助成室内に設置したワンストップ相談窓口において、制度導入や助成金支給申請に係る相談等を実施する。
- 無期労働契約への転換ルールや雇止め法理についてセミナー等を通じ周知を図る。
- パートタイム労働法の周知啓発のため事業所訪問を行い、パートタイム労働法の履行確保により正社員転換制度等の導入を促進する。

#### 愛知県が実施する業務

- 労働者・使用者双方にとって望ましい多様な働き方の周知を図るため、啓発リーフレットを作成し、配布する。
- 未就職卒業生などの若年求職者を対象に、「就職支援塾」を開催し、社会人基礎力を補うための支援メニューを集中的に実施するとともに、支援企業の開拓・マッチング等を実施し、正社員としての就職・定着に向けた支援を行う。



#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 正社員就職に繋げるための職業訓練機会を確保するため、愛知県等との連携を図り、地域ニーズを踏まえた職業訓練コースの設定に向けた検討を行う。

### 3 女性の活躍推進

労働力人口が減少する中、意欲ある女性が活躍できる環境の整備、女性の力が最大限発揮できるよう企業に対し様々な面から支援、必要な助言・指導等を行う。

#### (1) 女性の活躍推進に関する取組の促進

概要：女性の活躍推進は、政府の成長戦略の中核であり、政府目標実現に向けて、平成27年9月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の円滑な施行のため、関係機関との連携により、企業に対し関係法令等の周知徹底を図り、女性の活躍推進の積極的な取組を推進する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務づけられた労働者数301人以上の企業に対し、確実に策定届の届出がなされるよう働きかける。
- 女性活躍加速化助成金の活用を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業に対して、認定の取得促進を図る。
- 他の模範となる取組を推進している企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」（均等推進企業部門）制度の周知を図る。
- 働く女性が性別により差別されることなく、また、母性を尊重されるよう、法違反の認められる企業に対しては、迅速かつ厳正な指導を行う。特に妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いに留意する。
- 妊娠・出産・育休等を理由とする就業環境を害する行為を防止する措置の義務化等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、特に女性が多い業界団体を訪問し、法の周知の協力要請を行う。
- 愛知県の開催する「あいち女性の活躍促進会議」に積極的に参加し協力する。

#### 愛知県が実施する業務

- 女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証し、愛知県のホームページでの紹介等を通じて、企業等に女性の活躍に向けた自主的な取組を促していく。

- 中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、取組内容に応じて奨励金を支給する。

また、好事例や具体的取組手法を取りまとめたハンドブックを作成するとともに、セミナーを開催する。

- 経済団体、労働団体、企業、大学、愛知労働局、中部経済産業局、愛知県で構成する「あいち女性の活躍促進会議」を開催し、企業等における女性の活躍の更なる促進を図るための効果的な方策等について意見交換を行う。

また、「あいち女性の活躍促進会議」の構成員と連携して「あいち女性の活躍促進サミット2016」を開催し、その中で、女性の活躍に向けた優れた取組を行う企業を表彰する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 女性の活躍状況や活躍促進のための先進的な取組事例や資料、調査データ等の情報を共有するとともに、これらを活用、情報提供することにより、中小企業に対し、行動計画の策定、その他女性の活躍に向けた取組の支援を図る。
- 妊娠・出産・育休等を理由とする就業環境を害する行為を防止する措置の義務化等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、円滑な施行に向け、説明会や各種セミナー等企業関係者が集まるあらゆる機会を捉え、連携協力により積極的な周知広報等を行う。

#### (2) 両立支援に取組む事業主に対する支援

概要：女性の活躍推進のためには、仕事と家庭の両立支援が不可欠であることから、企業における両立支援制度の整備、制度を利用しやすい環境に向け支援とともに必要な助言、指導を行う。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 両立支援制度を利用しやすい環境の整備にあたり、好事例の情報提供及び助言を行う。
- 男性の育児休業取得促進のため、自治体の母子健康手帳交付窓口で男性の育児休業取得支援制度の資料交付を依頼する。
- 他企業に模範となる取組企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」（ファミリー・フレンドリー企業部門）制度の周知を行う。
- 労働者からの相談が多い、または非正規雇用労働者が多い業種企業等を中心に、育児休業規定等の整備を促し、法違反が認められる場合には、迅速かつ厳正な指導を行う。

#### 愛知県が実施する業務

- 従業員が仕事と育児・介護などの生活を両立できるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用するとともに、そうした取組を専用サイトで紹介すること等を通じて、県内企業への働きやすい職場環境づくりの普及拡大を図る。
- 労働団体・経済団体・行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」（事務局：愛知県）で平成28年2月に策定した「あいち仕事と生活の調和行动計画2016－2020」に基づき、官民一体となって県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における子育てや介護等との両立支援の取組を促進するとともに、育児等に積極的な男性（イクメン）や部下の仕事と生活の調和を応援する上司（イクボス）の普及拡大に向けた事業等を実施する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、ポスター、チラシ、共同で作成したリーフレット等を活用し、広く県民に対して、くるみんマーク及びプラチナくるみんマークの認知度を高めるとともに、企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定及びプラチナくるみん認定の取得促進を図る。
- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、パパママ育休プラスや育児休業給付の支給率の引上げ等男性の育児休業取得を支援する制度やイクメン啓発活動等の周知を図る。
- 子育て環境の整備が進むよう、企業に対して、あらゆる機会を捉え、両立支援等助成金や子ども・子育て支援新制度の周知啓発を行い、事業所内保育施設などの設置促進を図る。
- 育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備するため育児・介護休業制度等の見直しを内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、円滑な施行に向け、説明会や各種セミナー等企業関係者が集まるあらゆる機会を捉え、連携協力により積極的な周知広報等を行う。

#### (3) 子育て女性等の就職促進

概要：子育てしながら就職を希望する女性や、再チャレンジを希望する女性に対し、「あいちマザーズハローワーク」と「あいち子育て女性再就職サポートセンター（県設置）」が連携して就職支援を推進する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- あいちマザーズハローワーク及びマザーズコーナーを設置する3つのハローワーク（名古屋東、豊橋、春日井所）に加え、平成27年9月に新設した刈谷所の同コーナーを含めた県内計5か所において、子供連れで利用しやすい環境を一層整備し、担当者制による個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職活動に係るアドバイスを行うとともに、職業相談・職業紹介を実施する。
- 平成28年度から新たに、ひとり親家庭の自立を支援するための就職支援ナビゲーターや、出産・育児等によるブランクがある女性を対象に、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練の積極的な活用を図るための就職支援ナビゲーターをあいちマザーズハローワークに配置し職業訓練への誘導・あっせんを行うなど、女性のライフステージに対応した活躍支援に努める。

#### 愛知県が実施する業務

- ウィンクあいち17階の「あいち労働総合支援フロア」内に開設している「あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）」においては、再就職に向けて様々な悩みや不安を抱えた方を対象に、こども連れでも利用しやすいよう無料の託児サービスを提供し、相談・カウンセリングや、職場実習等の支援を行う。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 子育て中または子育てが終了した就職活動中の方を対象とした「マザーズ就職応援フェア」を開催する。  
会場には、50社程度の企業の個別面談ブースを始め、メイクアップセミナーや保育所・学童保育・社会保険など様々な相談を受付けるコーナーの設置、また、託児ルームも併設し子供連れでも落ち着いて就職支援が受けられるイベントを実施する。

## 4 働き方改革の実現

労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、人材の確保・育成、生産性の向上を図り、それにより地域の社会経済の維持・発展を推進する。

### (1) 長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進

概要：長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を見直し、労働者の生活スタイルや家庭責任等に対応できる多様な働き方、効率的な働き方を広め、

地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進する上での気運の醸成を図る。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 労働局長を本部長として設置した愛知労働局「働き方改革」推進本部により業務を推進する。
- 地域の経済団体・労働団体のトップや、リーディングカンパニー等企業のトップに対して、働き方改革に向けた取組みを働きかける。
- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成を図るとともに、企業における先進的な取組み事例を収集、周知する。

#### 愛知県が実施する業務

- 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」において策定した「あいち仕事と生活の調和行动計画 2016－2020」に基づき、県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における定時退社や年次有給休暇取得を促進する。定時退社については、11月の第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」と定め、街頭啓発活動等を実施する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 愛知労働局、愛知県ほか主要労使経済団体等8機関の共同で採択した「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を引続き周知する。
- 「働き方改革」の気運を醸成するためのセミナーを開催する。(11月実施予定)
- 労働者、使用者双方に幅広く、労働基準法を始めとした労働関係法令の普及啓発を図る。

### 5 一体的実施事業等を活用した就職支援

地域の住民の利便性を向上させる観点から、国が行う無料職業紹介事業等と地方が行う相談業務等を一体的に実施し、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えられるよう取組を推進する。

#### (1) 協定に基づく一体的実施

概要：愛知労働局と愛知県が協定を締結することにより、国が行う職業紹介業務と県が行う業務を一体的に実施する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ウィンクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内では、労働相談や、職業適性相談コーナーにおけるキャリアカウンセリング、職業適性検査等を実施するとともに、就労支援コーナーにおいては求職者等に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就労支援セミナー等を行うなど、一体的に就職支援を実施する。
- 民間事業者への委託により、就労支援セミナー受講者等を対象とした就職面接会、企業職場見学会等を実施する。

#### (2) 求人情報のオンライン提供

概要：求人・求職のマッチング機能の強化を図ることを目的として、愛知県に対し求人情報をオンラインで提供し、就職促進を図る。

#### 愛知労働局が実施する業務

- オンライン提供について、企業から求人公開意向を確認し、提供情報の充実に努める。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ハローワークの求人情報データを愛知県ナースセンターへ提供し、職業相談・紹介に活用する。
- 全ての県立高等技術専門校及び愛知障害者職業能力開発校（計 7 校）において求人情報の活用を図り就職支援を行う。

### 6 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

まち・ひと・しごとの創生と好循環に向け、地域における安定した雇用を創出するとともに、ニーズに適合した人材の育成を推進し、また、首都圏から地方への新しいひとの流れをつくり、生活との調和のもとに地域で安心して働くことができる雇用環境等を整備する。

#### (1) 愛知県政労使協議会の開催

概要：地域の政労使が一堂に会し、経済と雇用の好循環実現に向けて様々な課題の解決に向けた取組みを進める。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 愛知県が事務局として開催する「愛知県政労使協議会」にオブザーバーとし

て積極的に参加し、様々な課題の解決に向けた提案に対して国として行う取り組みを実施していく。

#### 愛知県が実施する業務

- 経済と雇用の好循環実現に向けた様々な課題の解決を図るため、労働者団体・使用者団体・学識者・行政が一堂に会する「愛知県政労使協議会」を開催する。

#### (2) まち・ひと・しごと創生の推進

概要：地方に魅力ある仕事をつくとともに地域ニーズに合った人材の育成を推進し、地域に「ひと」「しごと」の好循環を生み出す。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 「実践型地域雇用創造事業」について、要件に適合する地方自治体の長に対し、ハローワーク所長がトップセールスを実施し、本事業の活用を促進する。
- 愛知県が策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向け雇用対策を中心に積極的に連携・協力する。
- 「愛知県地域しごと支援センター運営協議会」に積極的に参加、協力する。
- 愛知県地域しごと支援センターの「地方版人材環流連絡会」に積極的に参加、協力する。

#### 愛知県が実施する業務

- 平成 27 年 10 月に策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、2060 年に 700 万人程度の人口を確保するという展望の実現に向け、産業振興や雇用対策、子育て支援など幅広い政策に総合的に取り組む。
- 平成 27 年 9 月に開設した「愛知県地域しごと支援センター」において、愛知県への U I J ターンを希望する方に仕事と生活に関する情報を一元的に提供していく。
- 平成 27 年 12 月に開設した「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点」を開設において、県内中小企業の経営者等に経営革新を促し、そのために必要な人材の確保をサポートしていく。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 人材不足に悩む中小企業に対して、U I J ターンやプロフェッショナル人材

の積極的な活用を促すよう周知を図る。

### (3) 「地方拠点強化税制」の活用推進

概要：地方拠点強化税制については、平成 28 年度から所得拡大促進税制との併用が認められることとなったため、税制上の優遇措置を活用し、地方拠点の強化・拡充を行い良質な雇用の場の確保をするよう企業に対して制度の周知、活用促進等の啓発を行う。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 愛知労働局・ハローワークにおける各種会議やセミナー等の機会を捉えた制度の周知並びに利用促進を図る。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 拡充した制度の周知広報に努めるとともに、制度の有効な活用を促進する。

### (4) 労働環境の整備

概要：愛知県独自の制度を有効に活用するなど、地域で安心して働くことができる労働環境整備を図る。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 労働基準関係法令周知に向けた周知用プレートの普及を図る。
- 愛知県が「愛知県公契約条例」に基づき実施する「労働環境の整備が図られていることを確認するための措置」について、その周知に協力するとともに、労働関係法令に関する問い合わせに対し助言等を行う。

#### 愛知県が実施する業務

- 「愛知県公契約条例」に基づき、一定規模以上の工事請負契約及び清掃等の業務委託契約について、事業者に対し、労働関係法令等の遵守状況及び賃金支払状況について報告を求めるなど、労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずる。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 国家戦略特別区域法に基づいて愛知県に設置される「雇用労働相談センター」において、平成 28 年度から新規開業直後の企業や海外からの進出企業などが、採用や解雇といった日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できる



ように支援するとともに、これら企業に長時間労働の抑制や雇用の安定などを促し、そこで働く労働者が意欲と能力を発揮できるよう相談、セミナーなどを実施、サポートする事業を開始するので、この「雇用労働相談センター」について積極的な周知を図る。

## 7 障害者・高齢者の活躍推進

障害者の法定雇用率が未達成である県内企業に対し、雇用率達成指導を一層厳正に押し進め、産業界、地方自治体へ働きかけて意識向上に努めるなどの取組みはもとより、多様な障害特性に応じたきめ細やかな就労支援と職場定着を推進するとともに、企業に対しても就労・定着に係る支援を実施する。

また、高齢者については、少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、雇用・就業環境の整備を図る。

### (1) 障害者雇用率達成指導の強化

概要：県内民間企業の障害者実雇用率の低迷要因を分析し、愛知県を始めとする関係機関と連携し、それぞれの機関が役割分担を持ち、かつ、責任をもって適切な指導を実施する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 障害者雇用の実績があり、かつ、100人以上規模企業で障害者雇用不足数の少ない企業及び障害者雇用不足数5人以上を抱える企業に対して、積極的な指導を実施する。
- 労働局長を始めとする労働局幹部による1,000人以上規模企業の事業主に対する障害者雇用率達成指導を実施する。
- 各ハローワーク所長による管内主要企業、経済団体等への障害者雇用要請の実施をする。

#### 愛知県が実施する業務

- 愛知労働局の重点指導対象外であり、特に達成企業割合が低調な規模を含む、500人以上1,000人未満規模企業で障害者雇用不足数1.5人～4人の企業を対象に雇用要請を行う。
- 障害者就職面接会を活用し、雇用要請を実施する。
- 各経済団体役員企業に対して、雇用要請を実施する。
- 1,000人以上規模企業の達成企業を対象に、更なる雇用の上乗せの要請を行

う。

- 就業促進課内に相談窓口を開設し、企業からの相談や支援要請に対応するほか、障害者雇用ゼロ企業等を訪問して、情報提供や雇用要請を実施する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 労働関係連絡会議「障害者雇用対策強化部会」において、雇用率低迷の原因分析を図るとともに、県、労働局、民間団体の連携手法について検討し、策定した施策について、各機関が役割分担を持ち、かつ、責任を持って、障害者の雇用促進を図る。
- 継続して企業への雇用要請、企業トップに対する啓発、好事例の紹介、障害者個々の能力や適性に関する情報提供等を実施する。

#### (2) 多様な障害特性に応じた就労促進と地域就労支援の強化

概要：平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されること等を内容とする障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、精神障害者をはじめとする多様な障害特性に応じた就労促進を図るための施策はもとより、就職面接会やガイダンス、職業能力の開発、チーム支援、職場定着支援等を実施する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 精神障害者をはじめとした障害者の一層の雇用促進を図るため、ハローワークに専門的知識や支援経験を有する相談員等を配置し、障害者一人ひとりの特性に応じた専門的な支援を実施する。
- 福祉や教育、医療から雇用への移行を推進するため、労働局が中心となって、職場実習先の確保や企業見学会を実施するとともに、ハローワークが中心となって、関係機関と連携した「チーム支援」を行い、就職から職場定着までの一貫した支援を実施する。

#### 愛知県が実施する業務

- 精神・発達障害者の雇用を促進するため、障害者、企業双方の支援を一体的に行うセミナーやマッチング等を行う。
- 就労支援者を追加で養成するとともに、福祉施設や企業等に派遣し、福祉的就労から一般就労への移行や職場定着を図る。
- 障害者雇用の促進に有効な施策の調査・検討を行う。

### (3) 障害者就職面接会の開催

概要：一般の障害者に対して県内各地域（名古屋・尾張地区、西三河地区、東三河地区）で多くの障害者と企業の出会いの場となる大規模な就職面接会を開催し、障害者雇用の一層の促進を図る。また、上記とは別に学卒者及び卒業後3年以内の障害者を対象とした面接会を開催する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 就職面接会の開催周知を行うとともに、面接会参加企業の募集・選定及び参加求職者の申込み受付や調整などを行う。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 就職面接会の開催周知を行うとともに、それぞれの役割分担のもと面接会を円滑かつ効率的に運営する。

### (4) 企業トップに対する広報・啓発の推進

概要：企業のトップをはじめ人事労務担当責任者等に対するセミナー等を開催する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 改正障害者雇用促進法の内容を中心とした大手企業向け障害者雇用促進セミナーの開催、また、特に障害者雇用が進んでいない50人以上300人未満規模企業を中心とした中小企業事業主向けセミナー及び障害者雇用が進んでいない産業を対象に業種別事業主向けセミナーを実施する。

#### 愛知県が実施する業務

- 障害者雇用の普及啓発と理解浸透を図るための「障害者ワークフェア」を開催する。
- 障害者実雇用率が低調な業種の組合や業界に対する働きかけを行う。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 企業トップ等に対する「障害者雇用促進トップセミナー」を開催する。

### (5) 主要経済団体等に対する障害者雇用要請等の実施

概要：愛知県内主要経済4団体の長に対し、愛知労働局長と愛知県知事が障害者雇用率の達成、障害者雇用の拡大、活躍推進について要請を行う。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 愛知県内の主要経済4団体を訪問し、企業の一層の障害者雇用促進のため、愛知県知事・愛知労働局長の連名による文書により協力要請を行うとともに、未達成企業に対しても連名の要請文を送付し、障害者の雇用機会の拡大、定着促進及び障害者雇用率の達成を図る。

#### (6) 障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携した就労支援

概要：障害者の就業面と生活面を一体的かつ総合的に支援する障害者就業・生活支援センターや愛知障害者職業センターと連携協力し、障害者の就職・就労支援を推進する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 県内全ハローワークとの連携強化のため連絡会議を開催するとともに、障害者就業・生活支援センターの業務に連携協力する。また、障害者就業・生活支援センターのリーフレットを作成し、障害者及び事業主等広く周知を行う。

#### 愛知県が実施する業務

- 県内全ての保健福祉圏域における12か所の障害者就業・生活支援センターに対し、適正な業務運営が行われるよう定期的に監督を実施する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 障害者就業・生活支援センターが主催するセンターごとの「連絡会議」へ、管轄するハローワークとともに参加し、効果的な支援を実施するための役割分担、連絡方法、及び具体的な支援方法についての検討、情報交換を行う。

#### (7) 高年齢者等の継続雇用の確保と雇用の推進

概要：企業において、改正高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置の導入の徹底を図り、継続勤務を希望する高年齢者の雇用の安定を図る一方、再就職を希望する高年齢者に対しては、その活動を支援することにより、生涯現役社会の実現を図る。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対してハローワーク及び労働局による助言指導を確実に実施し、改善がみられない事業主に対しては企業名公表も視野に入れた勧告を実施する。

- 名古屋市内のハローワークに開設されている「生涯現役支援窓口」において、就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援を強化する。
- ハローワーク等において求職活動を行っている高年齢者に対し高齢期における職業生活設計を高年齢者が自ら行い、当該設計を踏まえた働き方ができるよう高年齢者の雇用・就業環境整備に向けたセミナー等を実施する。

#### 愛知県が実施する業務

- 求職活動を行なっている概ね 40 歳以上の中高年齢者に対し、再就職に必要な知識を身に付けるため、「中高年齢離職者再就職支援セミナー」を開催し、円滑な再就職を支援する。

#### 愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 希望者全員が 65 歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意欲と能力があれば年齢に関わりなく働くことができる社会を実現するため、「高年齢者雇用推進セミナー」を開催し、事業主等への啓発を図る。

#### (8) 高年齢者に対する社会参加支援・就業機会拡大の推進

概要：高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大を促進する。

#### 愛知労働局が実施する業務

- 団塊世代を中心とした新規会員の拡大及び就業機会の拡大の取組を支援することにより、企業の人手不足や育児関係業務のサポート等を含む地域の多様なニーズに応じた、高年齢者雇用安定法に基づくシルバー人材センターの活動を支援する。
- 民間団体に委託して地域のニーズに応じた技能講習、管理選考等の機会を提供するシニアワークプログラム事業を実施し再就職の促進を図る。

#### 愛知県が実施する業務

- 定年退職後等において、雇用までは望まないが、臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務への就業を希望する高齢者に対し就業機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援するため、(公社)愛知県シルバー人材センター連合会等の運営を支援する。